

国立大学法人信州大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)について、文部科学省国立大学法人評価委員会が本学に対し実施した業績評価の結果等を勘案し、学長が当該手当額を10%の範囲内で経営協議会の議に基づき、これを増減できることとしている。
なお平成24年度は当該手当への反映はしていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号、以下「特例法」という。)の施行に伴い、基本給、地域手当、広域異動手当及び期末特別手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。(施行日:平成24年4月1日、実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日)
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	・特例法の施行に伴い、非常勤役員手当の日額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。(施行日:平成24年4月1日、実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日)
監事	法人の長に同じ
監事(非常勤)	理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	15,199	10,654	3,879	24 (通勤手当) 276 (単身赴任手当) 277 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
A理事	12,052	7,795	2,999	420 (単身赴任手当) 748 (地域手当) 89 (寒冷地手当)		3月30日	◇
B理事	12,927	9,030	3,288	147 (通勤手当) 138 (単身赴任手当) 234 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
C理事	12,642	9,030	3,288	234 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
D理事	12,666	9,030	3,288	24 (通勤手当) 234 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
E理事	12,990	9,030	3,288	348 (単身赴任手当) 234 (地域手当) 89 (寒冷地手当)			
理事 (非常勤)	1,673	1,673					
A監事	10,926	7,795	2,838	202 (地域手当) 89 (寒冷地手当)	4月1日		※
監事 (非常勤)	2,715	2,715					

注1:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域に在勤している者、又は本法人赴任直前に民間賃金の高い地域に在勤していたことにより、給与の調整がなされていた者に対し支給されているものである。
 注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者を、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。
 注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
B監事	4,320	4 0	H24.3.31	—	業績に応じて、増額し、又は減額することができることとしているが、学長の判断によりこれを行わないこととした。	※
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注:「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

常勤職員については、中期目標期間中における運営費交付金の年度展開を見据えて、学内に設置された人事調整委員会が各部局、職種ごとの職員定数を設定し、かつ調整を図ることにより効率的な定員管理を行い、部局人事委員会等と連携して実効性のある運用を行なう。非常勤職員については運営費交付金の交付状況及び外部資金等の獲得状況を見据えて、各部局において厳正に管理する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

原則として国家公務員の給与制度を基本として本学における給与制度を構築しているため、人事院勧告の内容を考慮するとともに、運営費交付金の状況並びに教職員配置の状況等を踏まえ給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定める勤務評定制度による個別評価に基づき、当該評価の結果を勤勉手当(賞与)の支給率決定、査定昇給による昇給幅の決定、昇格並びに降格の実施の可否に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の各基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における個々の勤務成績に応じた割合によって支給される。
基本給: 昇給 (査定分)	原則として現在の基本給を受けた日から12箇月間良好な成績で勤務した時、4号給上位の号給に昇給させることができる。勤務成績が極めて良好な職員及び特に良好な職員については、前述にかかわらず各々の昇給区分に応じ上位の号給に昇給させることができる。
基本給: 昇格	特に勤務成績が優秀な者のうち、本学就業規則に定める昇進をした者及び本学が独自に定める基準に該当する者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における上位の職務の級に変更することができる。
基本給: 降格	勤務成績が著しく不良である場合等本学就業規則に定める降職させるに十分な要件を満たした者について、同人の職務の級を、同一の基本給表における下位の職務の級に変更することができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 平成23年の人事院勧告等を基調とした給与制度の改正を行った。(施行日:平成24年4月1日)
号給の調整
H19.1.1~H21.1.1の昇給状況を考慮して、施行日において30歳以上36歳未満の職員の号給を最大1号給上位、30歳未満の職員の号給を最大2号給上位とした。
現給保障
給与構造改革の基本給水準引下げに伴う経過措置の算定基礎となる額について、100分の99.1を乗じて得た額に引下げた。
- 特例法の施行に伴い、給与制度の改正を行った。(施行日:平成24年4月1日、実施期間:平成24年4月1日~平成26年3月31日)
基本給等
基本給、地域手当、異動等特別手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、教職調整額、休職給及び時間外勤務手当を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。
一般職基本給表: 7級以上 100分の9.77、3級から6級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
技能職基本給表: 4級以上 100分の7.77、3級以下 100分の4.77
教育職基本給表(一): 5級以上 100分の9.77、3級及び4級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
教育職基本給表(二)及び(三): 3級以上 100分の3.88、2級以下 100分の2.38
医療技術職基本給表: 8級以上 100分の9.77、3級から7級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
看護職基本給表: 7級以上 100分の9.77、3級から6級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
管理職手当
管理職手当の月額を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。
教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員以外の職員 100分の10
教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員 100分の5
期末勤勉手当
期末勤勉手当を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。
教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員以外の職員 100分の9.77
教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員 100分の4.88
- 医学部附属病院に勤務する医療技術職基本給表及び看護職基本給表の適用を受ける職員に対する特例法施行に伴い、減ぜられることとなる給与額(管理職手当による減額分を除く)を特別手当として支給する制度を創設した。(施行日:平成24年8月1日、実施期間:平成24年4月1日~平成26年3月31日)
- 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年11月26日公布)に基づく国家公務員退職手当法改正に伴い、調整率を100分の104から100分の98へ引下げることとした。(施行日:職員 平成25年1月1日、役員 平成25年2月2日)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,865	43.2	6,068	4,622	44	1,446
事務・技術	425	41.8	4,823	3,692	66	1,131
教育職種 (大学教員)	799	49.4	7,638	5,722	43	1,916
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	472	34.8	4,585	3,611	28	974
技能・労務職種	5	51.1	4,625	3,561	134	1,064
教育職種 (附属高校教員)	17	40.0	6,489	5,014	28	1,475
教育職種 (附属義務教育学校教員)	60	40.5	6,483	4,974	18	1,509
教育職種 (外国人教師等)	5	44.7	6,885	5,271	109	1,614
医療職種 (病院医療技術職員)	72	40.0	5,173	4,062	46	1,111
その他医療職種 (医療技術職員)	3	39.2	4,297	3,317	8	980
その他医療職種 (看護師)	4	51.8	5,079	3,852	53	1,227
指定職種	3	61.8	12,552	9,385	44	3,167

非常勤職員	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	80	33.8	3,403	2,729	29	674
事務・技術	10	38.7	2,876	2,219	39	657
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	8	27.8	3,726	3,726	14	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	47.8	2,524	1,949	24	575
医療職種 (病院医療技術職員)	41	30.2	3,133	2,447	29	686
研究職種	2					
特定有期雇用教員	6	37.8	5,698	4,387	4	1,311
特定有期雇用職員	8	34.6	3,693	2,886	50	807
その他	1					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 本法人には「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注3: 「技能・労務職種」とは、教務助手等を指す。

注4: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を指す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6: 非常勤職員の「研究職種」「その他」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7: 「特定有期雇用教員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う教育職員を指す。

注8: 「特定有期雇用職員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う職員を指す。

注9: 「その他」とは、コーディネーター等を指す。

[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	71	41.6	5,569	5,569	1	0
研究職種	15	38.4	3,738	3,738	0	0
特任教員	6	50.3	7,587	7,587	0	0
特定有期雇用教員	35	43.3	6,596	6,596	0	0
特定有期雇用職員	3	29.5	2,318	2,318	34	
助教(診療)	12	39.3	4,667	4,667	0	0

注1: 本法人には年俸制を適用する「常勤職員」「在外職員」「任期付職員」「再任用職員」の各区分に該当する職員はいないため、表を省略した。

注2: 年俸制を適用する非常勤において、事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及び医療職種(病院医療技術職員)については、該当する職員がないため、記載を省略した。

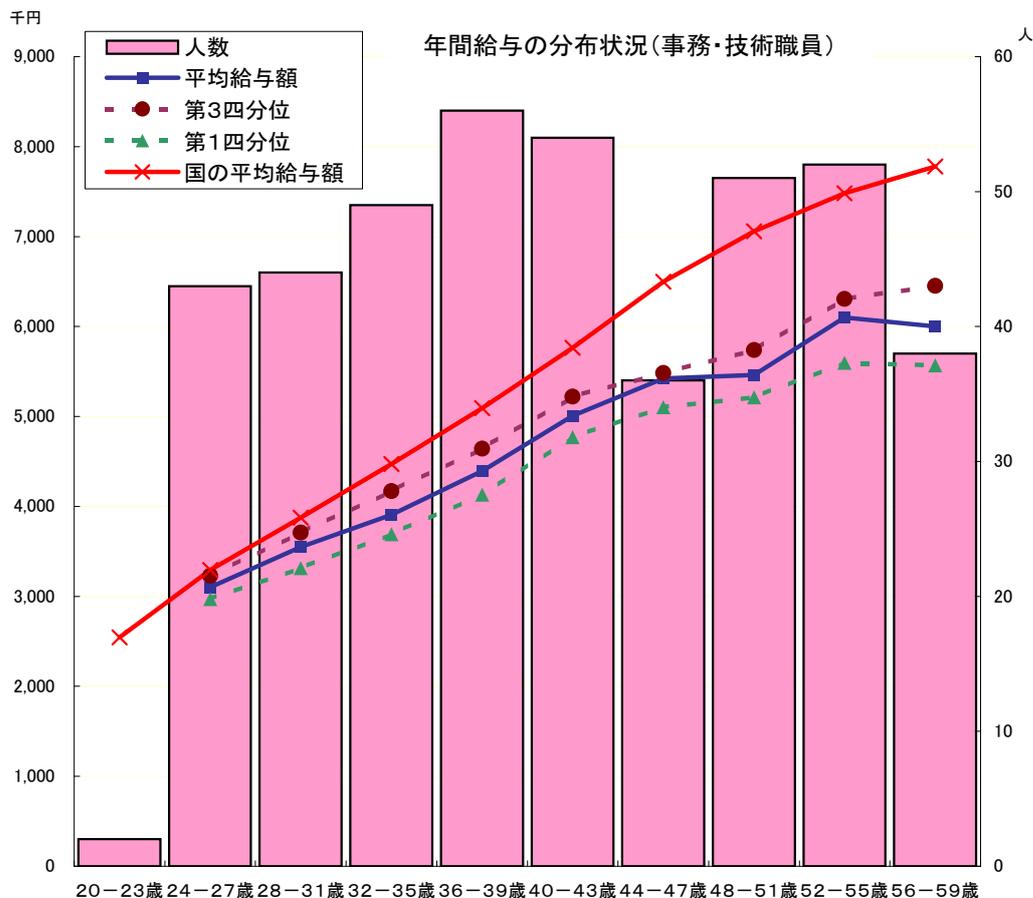
注3: 「特任教員」とは、特別の教育、学生指導、国際交流、入学試験(アドミッション)、研究、産学官地域連携、知的財産、学術情報、大学運営等又は特別の診療若しくは研修医の指導等に携わる教育職員を指す。

注4: 「特定有期雇用教員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う教育職員を指す。

注5: 「特定有期雇用職員」とは、学長が認定するプロジェクト等を行う職員を指す。

注6: 「助教(診療)」とは、医学部附属病院において研究活動のほか教育及び研究に係る診療活動に従事する者を指す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

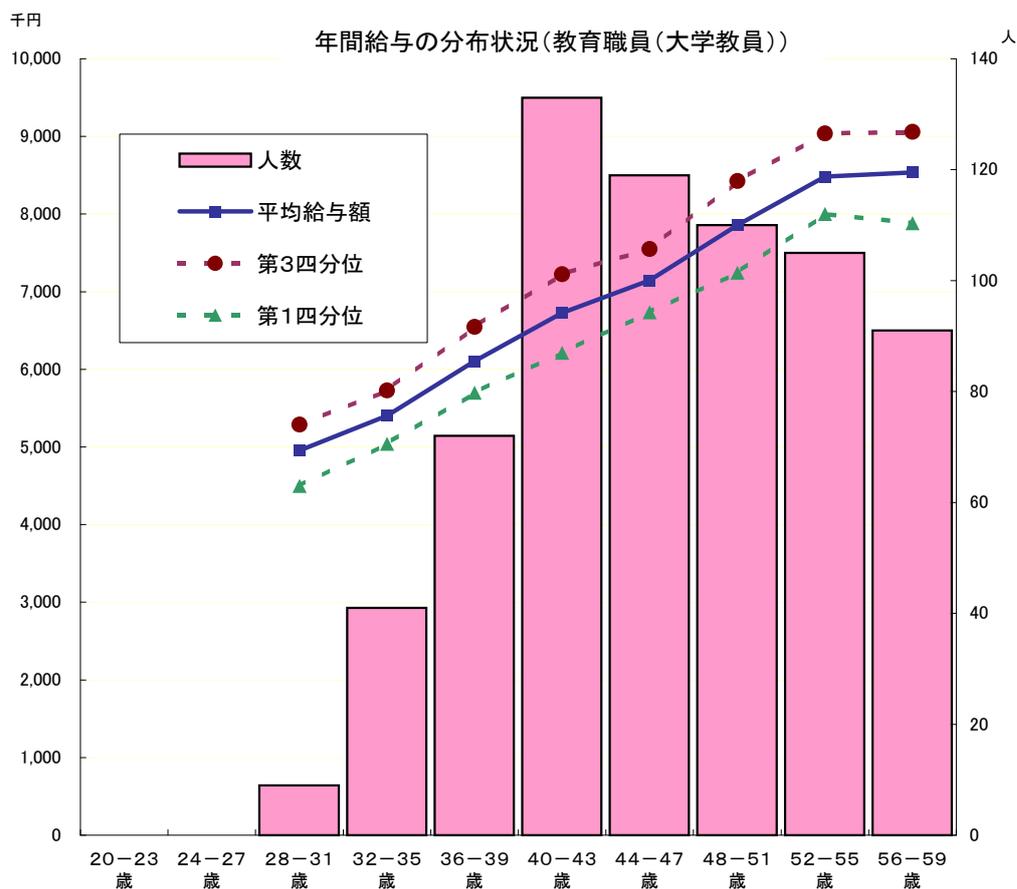
注2:年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	4	56.0	—	7,949	—
課長	19	53.8	6,519	7,098	7,734
課長補佐	40	53.3	5,843	6,049	6,164
主査	165	46.3	4,949	5,258	5,539
主任	53	39.6	3,938	4,357	4,778
係員	144	32.2	3,205	3,573	3,908

注1:「部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

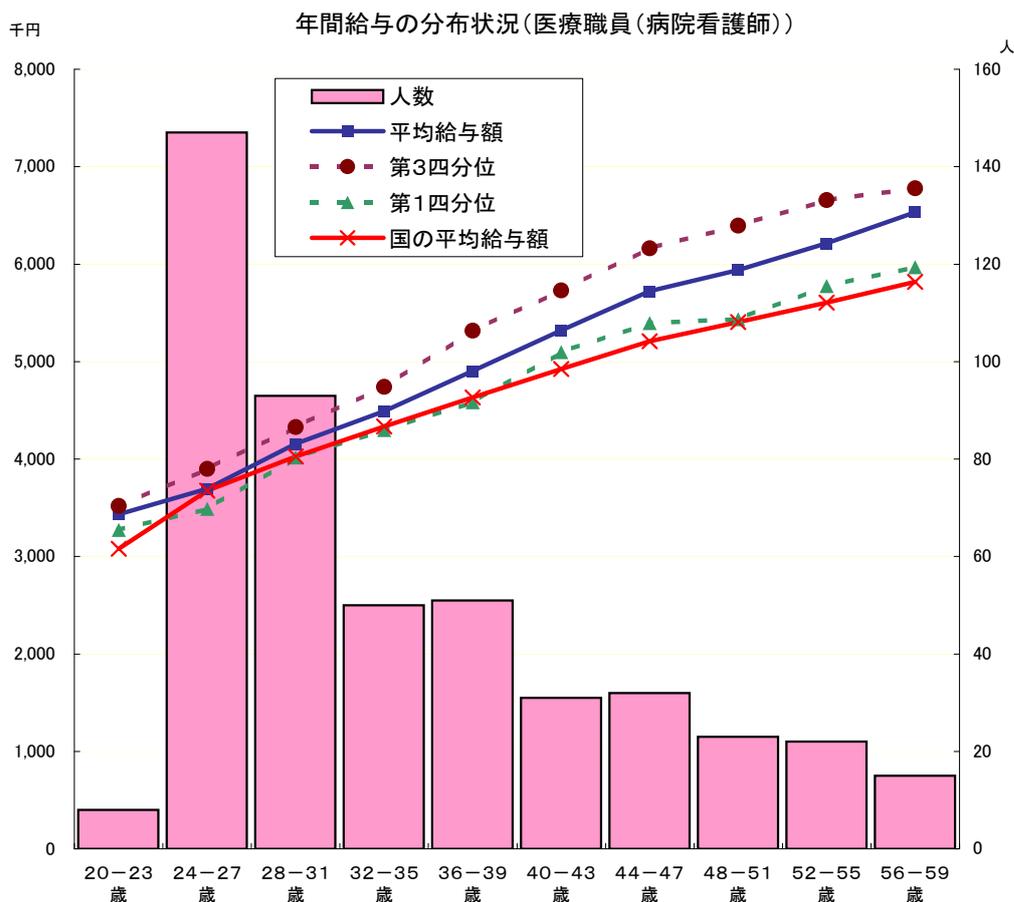
注2:「課長」には、課長相当職である「副学部長(事務担当)」、「副館長(事務担当)」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	328	56.7	8,390	8,880	9,334
准教授	269	46.0	6,805	7,177	7,602
講師	60	44.9	6,183	6,624	7,103
助教	138	40.8	5,507	5,861	6,212
助手	4	42.3	—	4,597	—

注1:「助手」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—	—	—
副看護部長	4	54.3	—	6,855	—
看護師長	25	50.1	6,200	6,395	6,701
副看護師長	46	45.6	5,575	5,852	6,202
看護師	394	32.2	3,729	4,257	4,621
准看護師	2		—	—	—

注1:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。

注3:「准看護師」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	主査 技術専門職員 主任	課長補佐 副学部長補佐 図書館専門職 技術専門員 主査	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当) 技術専門員
人員 (割合)	425	45 (10.6%)	116 (27.3%)	183 (43.1%)	49 (11.5%)	23 (5.4%)
年齢(最高～最低)		33～23	59～25	59～35	59～49	59～40
所定内給与 年額(最高～最低)		2,699～1,864	4,050～2,358	4,616～2,806	5,009～4,124	6,302～4,399
年間給与額 (最高～最低)		3,419～2,436	5,150～3,082	6,005～3,685	6,555～5,446	8,049～5,961

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長 副学部長(事務担当) 副館長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	部長 副病院長(事務担当)	学長が認める 職務	学長がその都 度認める職務
人員 (割合)	6 (1.4%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)		
年齢(最高～最低)	59～47			～	～
所定内給与 年額(最高～最低)	6,279～5,355			～	～
年間給与額 (最高～最低)	8,069～6,940			～	～

注1:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注2:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	799	4 (0.5%)	138 (17.3%)	61 (7.6%)	268 (33.5%)	328 (41.1%)
年齢(最高～最低)		59～31	62～29	64～28	63～31	64～40
所定内給与 年額(最高～最低)		3,942～2,999	7,654～3,131	6,457～3,332	7,036～3,938	9,231～5,044
年間給与額 (最高～最低)		5,089～3,810	9,021～4,116	8,470～4,498	9,053～5,267	12,203～6,739

(教育職員(大学教員))

区分	6級
標準的な職位	学長が認める職務
人員 (割合)	人
年齢(最高 ～最低)	～
所定内給与 年額(最高～ 最低)	～
年間給与額 (最高～最低)	～

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師 保健師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	472人	2人 (0.4%)	394人 (83.5%)	46人 (9.7%)	25人 (5.3%)	4人 (0.8%)
年齢(最高 ～最低)			59～23歳	59～33歳	59～38歳	57～51歳
所定内給与 年額(最高～ 最低)			5,493～2,562千円	5,269～3,592千円	5,492～4,217千円	5,793～4,879千円
年間給与額 (最高～最低)			7,145～3,269千円	6,709～4,654千円	7,223～5,488千円	7,363～6,373千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1人 (0.2%)	
年齢(最高 ～最低)		～
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～
年間給与額 (最高～最低)		～

注1:1級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注2:6級における該当者が1人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	66.7%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2%	33.3%	34.2%
	最高～最低	44.8～32.4%	41.5～29.9%	43.1～31.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	67.6%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	32.4%	33.6%
	最高～最低	42.4～32.3%	35.3～29.6%	37.3～31.1%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	66.3%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5%	33.7%	35.0%
	最高～最低	49.4～32.9%	46.0～30.4%	45.7～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	67.9%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6%	32.1%	33.3%
	最高～最低	38.0～32.3%	35.3～29.8%	36.6～31.0%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.6%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	32.4%	33.7%
	最高～最低	38.0～31.9%	36.5～29.1%	36.6～30.5%

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	83.8
対他の国立大学法人等	92.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	91.7
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	105.1
対他の国立大学法人等	99.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	83.8
	参考	地域勘案 90.4 学歴勘案 84.1 地域・学歴勘案 90.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきます。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.6% (国からの財政支出額 16,553百万円、支出予算の総額 47,825百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、対国家公務員指数は100未満であり、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 —	
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を下回っており、主務大臣の検証結果も適正であるということから、今後も適正な給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	105.1
	参考	地域勘案 104.6 学歴勘案 105.8 地域・学歴勘案 105.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国家公務員は特例法により給与を減額されているが、本学では適正な看護体制を維持する人員確保のため、特例法により減額された給与額相当を特別手当として支給することにより、離職の抑制を図ったことが要因である。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考えられる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.6% (国からの財政支出額 16,553百万円、支出予算の総額 47,825百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 本学における国の財政支出額は100億円を上回っているが、累積欠損もないことから、適正な給与水準であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
講ずる措置	【検証結果】 —	
講ずる措置	対国家公務員指数ならびに参考指数はいずれも100を若干上回っているが、今後についても医療の高度化、専門化に適切に対応していくため、財政状況を考慮した上で、適切な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.6

なお、この比較指標は法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,980,375	13,817,655	△ 837,280 (△ 6.1%)	△ 771,183 (△ 5.6%)
退職手当支給額 (B)	1,286,186	1,108,062	178,124 (16.1%)	70,259 (5.8%)
非常勤役職員等給与 (C)	5,435,111	5,360,886	74,225 (1.4%)	364,985 (7.2%)
福利厚生費 (D)	2,382,585	2,376,597	5,988 (0.3%)	147,784 (6.6%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	22,084,257	22,663,200	△ 578,943 (△ 2.6%)	△ 188,155 (△ 0.8%)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額

平成23年人事院勧告に基づき平成24年4月1日に36歳未満の職員に号給回復を実施したが、特例法に基づき平成24年4月1日から大幅な給与の減額を行った影響で、対前年度6.1%の減となった。

- ・最広義人件費

国家公務員退職手当法の改正により、平成25年1月1日以降の退職者に対する退職手当額の減はあったが、定年退職者の増等により退職手当支給額は対前年度16.1%の増となっている。一方、非常勤職員の人件費については承継職員削減に対応する非常勤職員や病院収入等の運営費交付金以外の経費により雇用される職員が増加したことから対前年度1.4%の増となっており、福利厚生費は、事業主負担率のアップに伴い、対前年度0.3%の増となっている。結果として、特例法による給与の減額が大きかったため、対前年度2.6%の減となった。

- ・特例法に基づく給与削減支給措置に関する削減額:986,053千円

- ・国家公務員退職手当法改正に基づく退職手当削減措置に関する削減額:62,686千円

- ・非常勤役職員等給与に含まれる役職員における給与削減支給措置に関する削減額:475千円

IV 法人が必要と認める事項

- ①特例法の施行に伴い、給与制度の改正を行った。(施行日:平成24年4月1日、実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日)
- ・役員の報酬及び地域手当、広域異動手当、期末特別手当について、9.77%減額した。
また、非常勤役員手当について日額を9.77%減額した。
 - ・基本給、地域手当、異動等特別手当、広域異動手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、教職調整額、休職給、時間外勤務手当を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。
 - 一般職基本給表: 7級以上 100分の9.77、3級から6級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
 - 技能職基本給表: 4級以上 100分の7.77、3級以下 100分の4.77
 - 教育職基本給表(一): 5級以上 100分の9.77、3級及び4級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
 - 教育職基本給表(二)及び(三): 3級以上 100分の3.88、2級以下 100分の2.38
 - 医療技術職基本給表: 8級以上 100分の9.77、3級から7級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
 - 看護職基本給表: 7級以上 100分の9.77、3級から6級 100分の7.77、2級以下 100分の4.77
 - ・管理職手当の月額を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。
 - 教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員以外の職員 100分の10
 - 教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員 100分の5
 - ・期末勤勉手当を下記に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。
 - 教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員以外の職員 100分の9.77
 - 教育職基本給表(二)及び(三)の適用を受ける職員 100分の4.88
- ②国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年11月26日公布)に基づく国家公務員退職手当法改正を行った。(施行日:職員 平成25年1月1日、役員 平成25年2月2日)
- ・退職手当法上、官民均衡のために設けられている調整率を段階的に下げた。
 - 施行前 100分の104
 - 平成25年1月1日～9月30日 100分の98
 - 平成25年10月1日～平成26年6月30日 100分の92
 - 平成26年7月1日～ 100分の87